

会員外への助成金交付要綱

(平成 29 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第 1 条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という)は、貨物自動車運送事業の許可を受けかつ長野県内に営業拠点を有する事業者で、県ト協に未加入の者が、交通事故防止又は環境対策などに積極的に取り組むものに一定の助成を行い、貨物自動車運送事業の健全な発展に資することを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 貨物自動車運送事業の許可を受けかつ長野県内に営業拠点を有する事業者で、県ト協に未加入の者とする。

(助成対象及び助成額)

第 3 条 助成の対象事業は、以下のとおりとする。

また、助成額は県ト協が会員に助成する金額(全ト協助成分を除く)の 20%とし、助成条件等は、各要綱及び本要綱の定めるところによるが、申請期限は下記のとおりとする。

助成対象	申請期限	備 考
運転者適性診断費	H30. 3. 5	※専用交付申請書
運行管理者講習費	H30. 3. 5	※専用交付申請書
整備管理者研修費	H30. 3. 5	※専用交付申請書
運転記録証明書取得費	H30. 3. 5	※専用交付申請書 (運輸支局登録台数の 150%以内)
A S V 装置導入助成	H30. 3. 5	会員の交付申請書と同一
安全装置等導入助成	H30. 3. 5	会員の交付申請書と同一
ドライブレコーダ導入助成	H30. 3. 5	会員の交付申請書と同一
ドライバー等安全教育訓練助成	H30. 3. 5	会員の交付申請書と同一
S A S スクリーニング検査助成	H30. 3. 5	会員の交付申請書と同一
アルコール検知器導入助成	H30. 3. 5	会員の交付申請書と同一
健康診断受診費助成	H30. 3. 5	会員の交付申請書と同一
アイドリングストップ支援機器導入助成	H30. 3. 5	会員の交付申請書と同一
E M S 機器導入助成	H30. 3. 5	会員の交付申請書と同一
交通環境改善事業認証取得助成	H30. 3. 5	会員の交付申請書と同一
E T C 2. 0 装着助成	H30. 3. 5	会員の交付申請書と同一
中小企業大学校受講料助成	H30. 3. 5	会員の交付申請書と同一
経営診断費助成	H30. 3. 5	会員の交付申請書と同一

2. 予算額に達した場合は、助成実施期間内であっても事業を終了する。

(助成条件)

第4条 協会の未加入事業者で、下記の条件を満たす場合には助成を行う。

- (1)直近の事業報告書及び年間輸送実績報告書(写し)を県ト協に提出できるもの
- (2)社会保険、労働保険を完納しているもの(直近の領収書の写しを提出)
- (3)直近の長野県地方適正化実施機関の巡回指導において、C以上の評価であつて改善指導通知書に対する改善報告書の提出があつたもの
- (4)過去3ヶ年以内に、貨物自動車運送事業法等法令違反による行政処分を受けたことがないもの
- (5)これまでの交通事故防止及び環境対策の取組み状況を記載した書面を提出できるもの

(助成金の申請)

第5条 助成を受けようとする場合は、別に定める助成金交付申請書に必要書類を添えて、県ト協に提出する。

(助成金の交付)

第6条 県ト協は、助成金の交付請求があつた場合は、その内容を審査し適正と認めるときは、助成金を交付する。

2. 助成金は、原則として事業主の口座に振り込むものとし、振込手数料は、助成金額から控除する。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第7条 助成金の交付を受けたものは、県ト協から要請があつた場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1)この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき**
- (2)虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき**

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

